

社会教育法改正に伴う枚方市社会教育委員設置条例の改正について

1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）第 15 条の規定により、社会教育法の一部が改正され、平成 26 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、枚方市社会教育委員設置条例の改正を行うものです。

2. 社会教育法の改正（平成 25 年 6 月 14 日）

改正後	改正前
<p>○社会教育法 （社会教育委員の設置）</p> <p>第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。 （社会教育委員の委嘱の基準等）</p> <p>第 18 条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>○社会教育法 （社会教育委員の構成）</p> <p>第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。 （社会教育委員の定数等）</p> <p>第 18 条 社会教育委員の定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</p>

3. 文部科学省令で定める参酌する基準

<p>○文部科学省令</p> <p>社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令（平成25年9月10日）</p> <p>（社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準）</p> <p>第 1 条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。</p>
--

4. 枚方市社会教育委員設置条例の改正内容

「資料 8 枚方市社会教育委員設置条例改正案」参照

5. 参考法令

○社会教育法

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

6. 府内中核市の条例改正状況

- (1) 豊中市：参酌する基準で示された基準のとおり、条例に委嘱基準を明示予定。
- (2) 高槻市： 同上
- (3) 東大阪市： 同上